

市町： 農場：

飼養衛生管理マニュアル（牛・めん羊・山羊等）
_____年____月

- 1 病原体持込防止のため、従業員は、農場以外では牛、豚等の偶蹄類に接触しないこと。自宅で偶蹄類を飼養している場合は、農場に入る前に、シャワーを浴びて着替えること。また、狩猟器具を農場に持ち込まないこと。
- 2 口蹄疫の発生地域への渡航しないこと。
- 3 海外から肉製品を日本に持ち込まない、また、郵送しないこと。
- 4 他の農場や海外で使用された物品、衣類を農場に持ち込まないこと。
- 5 農場外から工具や器具を持ち込まなくてもすむよう、できる限り農場専用のものを備えておくこと。
- 6 他農場で使用された可能性のある物品を、やむを得ず持ち込む場合は、消毒してから農場に持ち込むこと。
- 7 犬や猫を衛生管理区域に入れないよう、餌場や寝床は衛生管理区域外に設置すること。
- 8 農場内に野生動物を寄せ付けないよう、農場内を整理整頓し、定期的に草刈りと舎周囲等への消石灰散布を実施すること。
- 9 農場専用の衣類と靴またはシューズカバーを着用すること。
- 10 消毒方法
 - ①手指：
 - ②衣服：
 - ③靴：

 - ④物品：
 - ⑤車両：

 - ⑥施設：

(消毒方法の見本)

飼養衛生管理マニュアル（牛・めん羊・山羊等）

_____年____月

- 1 病原体持込防止のため、従業員は、農場以外では牛、豚等の偶蹄類に接触しないこと。自宅で偶蹄類を飼養している場合は、農場に入る前に、シャワーを浴びて着替えること。また、狩猟器具を農場に持ち込まないこと。
- 2 口蹄疫の発生地域への渡航しないこと。
- 3 海外から肉製品を日本に持ち込まない、また、郵送しないこと。
- 4 他の農場や海外で使用された物品、衣類を農場に持ち込まないこと。
- 5 農場外から工具や器具を持ち込まなくてもすむよう、できる限り農場専用のものを備えておくこと。
- 6 他農場で使用された可能性のある物品を、やむを得ず持ち込む場合は、消毒してから農場に持ち込むこと。
- 7 犬や猫を衛生管理区域に入れないよう、餌場や寝床は衛生管理区域外に設置すること。
- 8 農場内に野生動物を寄せ付けないよう、農場内を整理整頓し、定期的に草刈りと牛舎周囲等への消石灰散布を実施すること。
- 9 農場専用の衣類と靴またはシューズカバーを着用すること。
- 10 消毒方法
 - ①手指：アルコールスプレー等で消毒または専用のグローブを着用
 - ②衣服：500倍の逆性石けんで一晩漬け置き
 - ③靴：洗浄後、500倍の逆性石けんまたは消石灰等で消毒
 - ④物品：アルコールスプレーまたは500倍逆性石けん等で消毒
 - ⑤車両：消石灰帯と蓄圧式噴霧器でタイヤ周りを中心に消毒
運転手が降車する場合、病原体の付着や持ち帰りを防ぐため、ブーツカバーを着用
 - ⑥施設：除糞、水洗後、消石灰散布、または逆性石けん噴霧、または石灰塗布